

つくる会 FAX 通信

第 251 号 平成 21 年(2009 年) 4 月 22 日(水) 送信枚数 2 枚

TEL 03-6912-0047 FAX 03-6912-0048 <http://www.tsukurukai.com>

「歴史教科書の採択は通常通り行うこと」 文科省が各都道府県教育委員会に通知

文科省は昨年(20 年)4 月、小学校の教科書採択に際し、「新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、例えば、採択事務にかかる調査研究について、前回の採択替えにおいて用いた調査資料を適宜利用するなど、採択手続の一部を簡略化することも可能である」との通知を、各都道府県教育委員会に対し発出しておりました。

これに対し当会は、4 月 9 日、文科省に対し、本年度の中学校教科書の採択に当たっては昨年と事情が異なることから、「通常の採択時と同様の事務処理が行われる」ことを求める内容の通知を発出するよう文書で要請を行っておりました(FAX 通信 250 号・20.4.9 付)。

この要請に対し、文科省は去る 4 月 15 日付の文書で、今年度の中学校教科書の採択に当たっては昨年度の場合と異なり、社会(歴史的分野)、つまり「歴史教科書」の採択に関しては、通常の採択と同様の事務処理を行うよう通知を発出したことが明らかになりましたのでお知らせします。これによって中学校の歴史教科書については、自由社を含めて全社の調査研究資料がつくられることとなりました。

文科省が発出した文書の内容は、次の通りです。(下線は追加したもの)

21 初教科第 6 号
平成 21 年 4 月 15 日

各都道府県教育委員会
教科関係事務主管課長殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 伯井美德(印)

平成 22 年度使用中学校教科書の採択事務処理について(通知)

平成 21 年度における教科書採択の事務処理については、平成 21 年 4 月 15 日付け 21 文科初第 6064 号「平成 22 年度使用教科書の採択について(通知)」により

文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

記

1 中学校教科書について

教科用図書選定審議会の開催などは法令によって行われなければならないものとされていること。

なお、平成22年度使用中学校用教科書のうち、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、社会（歴史的分野）を以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することも可能であること。

2 以下略

教科書展示会は6月19日から14日間

本年度の教科書展示会について文科省は、4月16日文部科学省告示第75号として記のとおり官報に登載しました。

1	教科書展示会の開始の時期	平成21年6月19日
2	教科書展示会の期間	14日間

以上